

2019（令和元）年9月17日

芝浦工業大学オープンアクセス方針

図書館運営委員会

（趣旨）

1. 芝浦工業大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員等（以下「教員等」という。）によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を実現することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たし、開かれた大学として社会貢献を果たすものとする。この理念のもとに、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（学術研究成果公開の権限）

2. 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌（図書等を除く）に掲載された教員等の学術研究成果を芝浦工業大学学術リポジトリによって公開する。ただし、学術研究成果の著作権は本学には移転しない。リポジトリの運営に関わる事項については別に定める。

（適用の例外）

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員等からあったものについては、本学は当該学術研究成果を公開しない。

（適用の不遡及）

4. 本方針施行以前に出版された学術研究成果には、本方針は適用しない。

（電子データの提出とリポジトリへの登録）

5. 学術研究成果の出版者版が本学リポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版者版を本学リポジトリに登録することができる。発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員等は、著者最終稿等を、本学へ提出する。

（その他）

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、図書館運営委員会において協議して定める。

7. 本方針に関して必要な事務は、図書館において処理する。